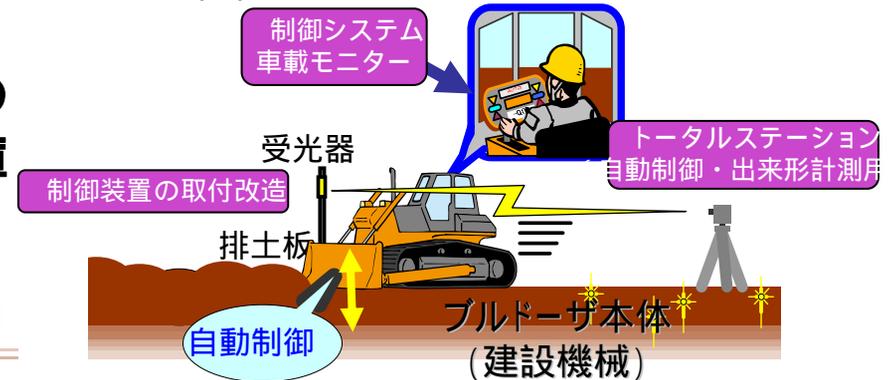


情報化施工機器購入等の融資制度について

情報化施工により、施工の効率化、合理化を図る場合には、当該関連機器の購入、賃借の際、(株)日本政策金融公庫の低利・長期の融資制度の対象となります。

建設機械本体は本制度の対象となりません =

(例)ブルドーザのマシンコントロールシステム



企業活力強化貸付制度（IT活用促進資金）

▶中小企業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）の建設業者であれば以下の額の範囲内でご利用可能です

直接貸付：7億2千万円、代理貸付：1億2千万円（民間金融機関による代理貸付）

▶長期固定の低利融資制度で、特別利率 を適用されます

中小企業事業：1.45% 国民生活事業：1.80%（貸付期間5年以内の場合、21年7月現在）

▶設備を賃借する場合もご利用可能です

本制度は保証人が必要となります（ただし、一定の要件を満たす場合、保証人免除特例の適用もあります）。原則担保が必要ですが、審査により徴さない場合もあります。

問い合わせ・ご相談 (株)日本政策金融公庫へ

<http://www.c.jfc.go.jp/jpn/search/40.html>